

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	特別児童扶養手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は障害者福祉システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢原市長

公表日

令和4年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当事務
②事務の概要	<p>【特別児童扶養手当】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給に関する各種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、番号法の規定に従い、次の事務で利用している。</p> <p>【特別児童扶養手当】</p> <p>①特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②特別児童扶養手当証書に関する事務 ③未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	1. MICJET番号連携サーバー 2. 庁内基本情報連携システム 3. 個人住民税システム 4. 障害者福祉システム(MCWEL)
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当受給資格者情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条1項 別表第一 項番46,101 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<情報提供> 無し <情報照会> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 別表第二 項番66,121 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊勢原市 総務部 文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 TEL0463-94-4867
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊勢原市 保健福祉部 障がい福祉課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 TEL0463-94-4721

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	I-4 ②法令上の根拠	情報提供 番号法第9条1項 別表第二 項番66	情報提供 無し 情報照会 番号法別表第二 項番66	事後	
平成30年6月29日	I-5 ①部署	保健福祉部障害福祉課	保健福祉部 障がい福祉課	事後	
平成30年6月29日	I-5 ②所属長の役職名	鎮目 光章	課長	事後	
平成30年6月29日	I-8 連絡先	障害福祉課	障がい福祉課	事後	
平成30年6月29日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月29日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	0463-94-4711	0463-94-4867	事後	
令和1年6月28日	I-8 連絡先	0463-94-4711	0463-94-4721	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1～9 リスク対策	—	様式変更による追加	事後	
令和2年6月26日	II-1 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年6月26日	II-2 いつ時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年11月30日	I-3. 法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第一 項番46	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条1項 別表第一 項番46.101 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	事前	
令和4年11月30日	I-4. ②法令上の根拠	情報提供 無し 情報照会 番号法別表第二 項番66	<情報提供> 無し <情報照会> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二 項番66.121 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4	事前	